

社会福祉法人 中心会 理事長 様

相模原市長 加 山 俊 夫



指 導 監 査 結 果 通 知 書

平成26年10月23日に実施した指導監査結果を次のとおり通知します。

今回の指導監査の結果を踏まえ、今後とも福祉サービスの向上に努めるとともに、施設での処遇に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望を尊重するなど、人権に配慮した積極的な取り組みをお願いします。

1 指導監査対象

児童養護施設 相模原南児童ホーム

2 指導監査結果

(1) 相模原市指導監査基準児童養護施設編を満たしていない事項

ア 要改善事項

なし

イ 通知事項

・ 苦情への対応について

苦情解決のための第三者委員（利用者処遇改善相談員）を選任していないので、早急
に選任し、規程に則った苦情解決に取り組んでください。

(2) その他の助言事項

なし

3 指導監査結果に係る対応について

今回の指導監査の結果、要改善事項又は通知事項がある場合は、次頁を参照の上、改善に係る
必要な措置を講じてください。

以 上

健康福祉局指導監査課

電話 042 (769) 9226

E-mail アドレス fukushi-kansa@city.sagamihara.kanagawa.jp

指導監査結果に係る対応について

(1) 相模原市指導監査基準を満たしていない事項

ア 要改善事項

理事会及び評議員会（評議員会を設置していない場合は評議員会を除く。以下「理事会等」という。）において原因を究明し、課題を把握した上で、速やかに所要の改善及び再発防止策を講じてください。

なお、改善結果報告につきましては、改善及び再発防止策の内容を確認できる書類等及び当該事案について審議、議決した理事会等の議事録の写しを添付して、別紙「改善結果報告書」により本通知書が到達した日から60日以内に報告してください。

イ 通知事項

理事会等において原因を究明し、課題を把握した上で、速やかに所要の改善及び再発防止策を講じてください。

(2) その他の助言事項

理事会等に報告し、より良い施設運営のための参考としてください。